

11. 自動車の検査の現況

自動車の安全確保と公害防止その他の環境の保全を図るため、次の検査が運輸支局、自動車検査登録事務所において実施されている。

なお、自動車検査場における自動車の保安基準適合性審査は、独立行政法人自動車技術総合機構が実施している。

〔1〕 検査の概況

(1) 自動車検査の種類と概要

検査の種類	根拠条文	内 容	検査を受ける運輸支局等
1. 新規検査	法第59条	新たに自動車を使用するときに受ける検査 (中古車でもナンバーのないものは受ける。)	使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等
2. 継続検査	法第62条	自動車検査証の有効期間満了後も自動車を使用しようとするときに受ける検査	最寄りの運輸支局等
3. 臨時検査	法第63条	一定の自動車について、事故が著しく生じている等により、その構造装置又は性能が保安基準に適合していないおそれがある場合に国土交通大臣が期間を公示して行う検査 (昭和33年度にLPGを燃料とするタクシーについて実施した。)	最寄りの運輸支局等
4. 構造等 変更検査	法第67条	使用している自動車の形状・最大積載量等に変更が生じる改造を行い、保安基準に適合しなくなるおそれがあるときに受ける検査	使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等
5. 予備検査	法第71条	販売店等が、使用者が定まる前に商品として受ける検査	最寄りの運輸支局等

(注) 法とは、道路運送車両法をいう。